

技術提案書の提出者を選定するための基準

評価項目		評価の ウエイト
評価の着目点		
判断基準		
参加表明者の経験及び能力		
資格要件		
技術部門登録		
(様式－２)		
① 本業務に関する部門（道路部門）の建設コンサルタント登録がある機関、公益 社団法人、公益財団法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学。		① 5
② 上記以外		② 0
業務経験		
業務実績		
(様式－２)		
同種又は類似業務実績を以下の順位で評価する。		① 10
① 同種業務の実績がある。		② 5
② 類似業務の実績がある。		③ 選定 しない
③ 上記以外		
設計共同体については、実績がない者が含まれる場合は選定しない。 記載する業務は1件（設計共同体の場合はそれぞれの者について1件）とする。		
業務説明書（共通事項）2.（1）3）ア）～エ）に該当する業務の場合は選定しな い。		—
設計共同体の場合は、上記に該当する者が含まれる場合は選定しない。		
専門技術力		
業務成績		
業務説明書（共通事項）3.（2）1）ア）に示す国交省等発注業務の実績の平均業務 評定点を以下の順位で評価する。		① 30
なお、評価対象業務の業種区分は2.（1）1）に記載したものに限る。		② 24
① 80点以上		③ 18
② 79点以上80点未満		④ 12
③ 78点以上79点未満		⑤ 6
④ 77点以上78点未満		⑥ 0
⑤ 76点以上77点未満		⑦ 選定 しない
⑥ 60点以上76点未満		
⑦ 60点未満		
優良表彰		
(様式－２)		
業務説明書（共通事項）3.（2）2）ア）に示す令和4年度以降令和5年度末（過去2 年間）までに完了した業務において、優良業務表彰（局長、部長、事務所長）、インフラ DX大賞（工事・業務部門における国土交通大臣賞、優秀賞）または関東インフラDX 大賞（局長、事務所長）の経験のある者を以下の順位で評価する。		① 5
なお、優良業務表彰における評価対象業務の業種区分は入札説明書（個別）2. （1）1）に限る。		② 3
① 国交省等発注業務で優良業務表彰「局長表彰」を受けた経験がある者。		③ 3
② 国交省等発注業務で優良業務表彰「部長表彰」または「事務所長表彰」を受けた 経験がある者。		④ 2
③ インフラDX大賞（工事・業務分野における国土交通大臣賞、優秀賞）を受けた 経験があるもの。		⑤ 1
④ 関東インフラDX大賞（局長）を受けた経験がある者。		⑥ 0
⑤ 関東インフラDX大賞（事務所長）を受けた経験がある者。		
⑥ 上記以外。		
管理技術者の経験及び能力		
資格要件		
技術者資格		
(様式－３)		
技術者資格を以下の項目で評価する。		
なお、各々の資格の詳細については2.（2）1）による。		① 4
① ・技術士		② 3
② ・国土交通省登録技術者資格（公示日までに登録された資格）（施設分野：橋 梁－業務：設計）		③ 1
③ ・RCCM（上記 ②を除く）		④ 選定 しない
・土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級）（上記 ②を除く）		
④ 上記以外の場合は選定しない		

評価項目		評価の ウェイト
評価の着目点	判断基準	
継続教育取組実績		
C P D の取得状況		
(様式－３) C P D の取得状況について以下の項目で評価する。 ① 建設系 C P D 協議会の構成団体が発行する継続教育（C P D）の登録証明書等 が有り、かつ建設系 C P D 協議会の各構成団体が推奨する単位を満たしている 者。 ② 上記以外		① 1 ② 0
業務経験		
業務実績		
(様式－３) 同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。 ① ・ 同種業務の実績を有する者。 ・ 同種業務に関する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」によ る実績の認定を受けた者。 ・ 同種業務に関する業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。 ② ・ 類似業務の実績を有する者。 ・ 類似業務に関する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」によ る実績の認定を受けた者。 ・ 類似業務に関する業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。 ③ 上記以外 但し、業務説明書（共通事項）２．（２）２）ア）～ カ）に該当する業務は、実績 として認めない。		① 1 0 ② 5 ③ 選 定 し ない
専門技術力		
業務成績		
業務説明書（共通事項）３．（２）１）に示す平均技術者評定点等を以下の順位で評 価する。 評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がありながら、優先順 位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。 また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。 １）国交省等発注の実績 ２）マネジメントした実務経験 なお、上記２）の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが、１）又は２） の実績がない場合は⑥として評価し、加点しない。 ① 8 0 点以上 ② 7 9 点以上 8 0 点未満 ③ 7 8 点以上 7 9 点未満 ④ 7 7 点以上 7 8 点未満 ⑤ 7 6 点以上 7 7 点未満 ⑥ 6 0 点以上 7 6 点未満 ⑦ 6 0 点未満		① 3 0 ② 2 4 ③ 1 8 ④ 1 2 ⑤ 6 ⑥ 0 ⑦ 選 定 し ない
令和５年度に完了した業務について、担当した国交省等発注業務（建築関係建設コン サルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く）の技術者評定 点に 6 0 点未満がある場合は評価点を減ずる。 なお、職務上従事した立場は、管理（主任）技術者又は担当技術者とする。		－ 5
優良表彰		
(様式－３) 業務説明書（共通事項）３．（２）２）に示す優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の 実績がある者を以下の順位で評価する。 なお、評価対象業務の業種区分は２．（１）１）に限る。 ① ・ 国交省等発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、局長より受けた 経験がある者。 ・ 海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞を受けた経験がある 者。		① 5 ② 3

評価項目		評価の ウエイト
評価の着目点		
判断基準		
	② ・ 国交省等発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、部長又は事務所長より受けた経験がある者。 ・ 海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞を受けた経験がある者。 ・ 事業促進PPP業務を管理技術者又は主任技術者の立場で従事した経験がある者。ただし、当該実績の技術者評定点が業務成績の評価区分で①から③に該当するものであること。	
専任性		
手持ち業務量		
(様式－３) 手持ち業務量が、業務説明書（共通事項）による契約金額以上又は契約件数以上となる者は選定しない。 なお、履行期限が令和７年３月３１日以前となっている業務は手持ち業務に含まない。		選定 しない
照査技術者の経験及び能力		
資格要件		
技術者資格		
(様式－４) 以下のいずれかの技術者資格を有すること。 なお、各々の資格の詳細については２．（２）５）による。 ① ・ 技術士 ② ・ 国土交通省登録技術者資格（公示日までに登録された資格）（施設分野：橋梁－業務：設計） ③ ・ RCCM（国土交通省登録技術者資格を除く） ・ 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、１級）（国土交通省登録技術者資格を除く） 上記以外の場合は選定しない		数値化 しない
業務経験		
業務実績		
(様式－４) 以下のいずれかの業務実績を有すること。 ① 同種業務の実績を有する者。 ② 類似業務の実績を有する者。 上記以外の場合は選定しない。 但し、業務説明書（共通事項）２．（２）２）ア）～ カ）に該当する業務は、実績として認めない。		数値化 しない
専門技術力		
業務成績		
令和２年度以降令和５年度末までに完了した業務（設計共同体としての業務を含む。）について、担当した国交省等発注業務（建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く）の平均技術者評定点が６０点未満である場合は選定しない。 なお、職務上従事した立場は、管理（主任）技術者、担当技術者又は照査技術者とする。		数値化 しない
業務実施体制		
業務実施体制の妥当性		
(様式－５) 以下のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。 ① 主たる部分を再委託する場合。 ② 業務の分担構成が、以下の１）から２）などで不明確又は不自然な場合。 １）業務内容と無関係な分担業務 ２）分担業務の内容に対して過大又は過小な人員を配置 ③ 管理（主任）技術者について複数名記載した場合。 ④ 担当技術者について８名を超えて記載した場合。（設計共同体の場合でも全体で８名までの記載とする。構成員毎に８名ではない。） ⑤ 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。		選定 しない

技術提案書を特定するための基準

評価項目		評価の ウエイト
評価の着目点		
判断基準		
管理技術者の経験及び能力		
資格要件		
技術者資格		
(様式－３) 技術者資格を以下の項目で評価する。 なお、各々の資格の詳細については２．（２）１）による。 ① ・ 技術士 ② ・ 国土交通省登録技術者資格（公示日までに登録された資格）（施設分野：橋梁 一業務：設計） ③ ・ R C C M（上記 ②を除く） ・ 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、１級）（上記 ②を除く）		① ４ ② ３ ③ １
継続教育取組実績		
C P Dの取得状況		
(様式－３) C P Dの取得状況について以下の項目で評価する。 ① 建設系C P D協議会の構成団体が発行する継続教育（C P D）の登録証明書等 が有り、かつ建設系C P D協議会の各構成団体が推奨する単位を満たしている 者。 ② 上記以外		① １ ② ０
業務経験		
業務実績		
(様式－３) 同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。 ① ・ 同種業務の実績を有する者。 ・ 同種業務に関する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による 実績の認定を受けた者。 ・ 同種業務に関する業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。 ② ・ 類似業務の実績を有する者。 ・ 類似業務に関する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による 実績の認定を受けた者。 ・ 類似業務に関する業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。		① ８ ② ４
専門技術力		
業務成績		
業務説明書（共通事項）３．（２）１）に示す国交省等発注業務の実績の平均技術者 評定点等を以下の順位で評価する。 評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がありながら、優先順 位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。 また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。 １）国交省等発注の実績 ２）マネジメントした実務経験 なお、上記２）の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが、１）又は２） の実績がない場合は⑥として評価し、加点しない。 ① ８０点以上 ② ７９点以上８０点未満 ③ ７８点以上７９点未満 ④ ７７点以上７８点未満 ⑤ ７６点以上７７点未満 ⑥ ６０点以上７６点未満		① １７ ② １４ ③ １０ ④ ７ ⑤ ３ ⑥ ０
令和５年度に完了した業務について、担当した国交省等発注業務（建築関係建設コン サルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く）の技術者評定 点に６０点未満がある場合は評価点を減ずる。 なお、職務上従事した立場は、管理（主任）技術者又は担当技術者とする。		－ ５
優良表彰		
(様式－３) 業務説明書（共通事項）３．（２）２）に示す優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の 表彰を受けた経験がある者を以下の順位で評価する。 なお、評価対象業務の業種区分は２．（１）１）に限る。 ① ・ 国交省等発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、局長より受けた経 験がある者。 ・ 海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞を受けた経験がある 者。 ② ・ 国交省等発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、部長又は事務所長 より受けた経験がある者。 ・ 海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞を受けた経験があ る者。 ・ 事業促進P P P業務を管理技術者又は主任技術者の立場で従事した経験がある 者。ただし、当該実績の技術者評定点が業務成績の評価区分で①から③に該当 するものであること。		① ３ ② ２

評価項目		評価の ウエイト
評価の着目点		
判断基準		
照査技術者の経験及び能力		
資格要件		
技術者資格		
(様式－４) 技術者資格を以下の項目で評価する。 なお、各々の資格の詳細については２．（２）５）による。 ① ・ 技術士 ② ・ 国土交通省登録技術者資格（公示日までに登録された資格）（施設分野：橋梁 一業務：設計） ③ ・ ＲＣＣＭ（上記 ②を除く） ・ 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、１級）（上記 ②を除く）		① ３ ② ２ ③ １
継続教育取組実績		
ＣＰＤの取得状況		
(様式－４) ＣＰＤの取得状況について以下の項目で評価する。 ① 建設系ＣＰＤ協議会の構成団体が発行する継続教育（ＣＰＤ）の登録証明書等が 有り、かつ建設系ＣＰＤ協議会の各構成団体が推奨する単位を満たしている者。 ② 上記以外		① １ ② ０
業務経験		
業務実績		
(様式－４) 同種又は類似業務の実績を以下の項目で評価する。 ① 同種業務の実績を有する者。 ② 類似業務の実績を有する者。		① ３ ② １
専門技術力		
業務成績		
業務説明書（共通事項）３．（２）１）ア）に示す平均技術者評定点を評価する。 評価対象は以下のとおりとする。 １）国交省等発注の実績 なお、上記１）の実績がない場合は⑥として評価し、加点しない。 ① ８０点以上 ② ７９点以上８０点未満 ③ ７８点以上７９点未満 ④ ７７点以上７８点未満 ⑤ ７６点以上７７点未満 ⑥ ６０点以上７６点未満		① １０ ② ８ ③ ６ ④ ４ ⑤ ２ ⑥ ０
実施方針・実施フロー・工程計画・その他（様式－８）		
業務理解度		
目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。		２０
実施手順		
業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		１０
工程計画		
業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		１０
その他		
「有益な代替案の提案」、「重要事項の指摘」がある場合に優位に評価する。 なお、業務の目的の理解がされておらず、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣 る場合は、特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、評価対象外とする。		１０ －
特定テーマに関する技術提案（様式－９）		
特定テーマ１		
的確性		
地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。 着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに あたって有効性が高い場合に優位に評価する。 業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。		５０
実現性		
提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。 提案内容を裏付ける類似実績が明示されている場合に優位に評価する。 業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。		５０
参考見積		
参考見積りの妥当性		
・ 提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積り が不適切な場合には特定しない。 ・ なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積りを依頼する場合がある。		数値化 しない

プロポーザル評価表(総合評価型・技術者評価型)

1. 件名

R7国道15号品川駅西口基盤整備詳細設計業務
2. 所属事務所

東京国道事務所
3. 技術提案書の特定通知日

令和7年3月5日

業 者 名	技術評価点の内訳				技術評価点 合計	備考	摘要
	予定技術者の 資格及び実績等	予定技術者の 成績及び表彰	実施方針	特定テーマ			
評価のウエイト	20	30	50	100	200		
パシフィックコンサルタンツ株式会社	20.0	29.0	38.5	73.3	160.8		特定
大日本ダイヤコンサルタント株式会社	20.0	30.0	31.3	71.6	152.9		
セントラルコンサルタント株式会社	20.0	25.0	32.6	74.9	152.5		